

## 子どもの貧困対策における学習支援事業：利用者の特性の分析

阿部 彩\*1, 松村 智史\*2

## 抄 録

子どもの貧困対策において、地域のNPO等が行っている無料の学習支援事業が着目されている。本稿では、東京都、千葉県、長野県、広島県、高知県の5つの都県における子どもの生活実態調査を統合した上で、2万を超える中学2年生のデータベースを構築し、学習支援事業の利用者の特性を分析した。その結果、利用者層と利用意向はあるものの利用に致っていない層を比べると、低所得であったり、授業が「殆どわからない」と答えた割合が多いものの、生活困窮といった点においては、突出して多いというわけではなかった。学習支援の利用に最も大きく関連しているのは、生活困窮の度合いというよりも、生活保護制度や学校の補講などの制度利用であった。一方で、利用者層と生活困難度では大きく変わらないが、制度に繋がっておらず、授業が「殆どわからない」割合は利用者層よりも低いものの、学校内の補講参加率も、通塾度も利用者層よりも低い、膨大な「利用できなかった層」が存在することが明らかになった。

キーワード：学習支援，子どもの貧困，利用者

社会保障研究 2020, vol. 5, no. 3, pp. 287-300.

## 1. はじめに

2013年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下、法)と、その翌年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」(以下、大綱)は、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの柱を掲げており、2019年の法および大綱改正においても、この4つの柱による政策展開の方針は変わっていない。中でも、教育支援分野の重点施策の一つとして挙げられている「地域における学習支援等」(内

閣府2019a)は、教育支援と位置づけされながらも、子どもの「居場所事業」や「つながり支援」といった教育以外の支援も提供するものとして注目されてきた。特に、生活困窮世帯に属する子どもへの学習支援は、もともとは、生活保護世帯の子どもたちに対するケースワークの一環として行われたモデル事業が発端であり、教育政策と福祉政策の両面を有する特異な事業である。

本稿は、この子どもの貧困対策として行われている学習支援事業に着目するものである。学習支援事業とは、地域のNPO等が行っている無料の学習支援であり、生活保護受給世帯、生活困窮世帯、

\*1 東京都立大学 教授

\*2 東京都立大学 博士研究員

ひとり親世帯などの子どもを対象としている。これら事業の多くは、生活困窮者自立支援制度の任意事業として、自治体からの委託または自治体の直営にて行われている。厚生労働省（2019）によると、本事業を実施している自治体は、平成30年度には全国の59%の自治体にのぼり、平成27年の33%から4年間で2倍の数となっている。

一方で、学習支援事業の対象者とその目的については、明確に規定されておらず、「[生活困窮]、[貧困]の子どもたちを支援する」といった漠然とした共通認識しかないのが現状である。支援の内容についても、改正大綱は「いわゆる塾のように勉強を教えるだけでなく、生活全般を支えることが重要」、「単なる学力向上だけでなく、様々な事情を抱える子供に信頼できる大人がしっかりと向き合い、学習や将来への意欲を高める機能が重要であり、今後も質量ともに拡充していくことが必要である」（内閣府2019b：8）と述べており、本事業が提供すべき支援が多様であることを示している。また、本事業の実施主体を見ても、社会福祉協議会や社会福祉法人といった福祉系の委託先もあれば、NPO法人、民間学習塾、自治体直営と多種多様であり、提供されている支援についても、学習支援のほかに、居場所の提供や親に対する養育支援などが挙げられている（厚生労働省2019）。

支援内容や、事業実施主体が異なれば、当然ながら、対象となる子どもも異なると考えられる。例えば、学力向上重視の事業なのであれば、進学や勉強に熱心な子どもが集まるであろうし、居場所の提供を重視する事業なのであれば、居場所が家庭や学校に見いだせない子どもが集まるであろう。また、貧困の子どものターゲティングという点においても、生活保護制度や就学援助費などの受給世帯の子どものみをリクルートしている事業もあれば、より間口を広げた層を対象としている事業もある。

しかしながら、全国的に学習支援事業がどのような子どもたちに利用されているのかといった基本的な統計は筆者らの知る限り存在しない。そのため、例えば、学習支援事業に通う子どもたちは、

どれほど生活困窮を抱えているのか、また、生活困窮を抱えている子どものうちどれほどが学習支援事業を利用しているのか、といった基礎的な事実さえも明らかになっていない。さらに、生活困窮世帯の中でも、学習支援事業に通う子どもたちは、学校の授業についていけない子どもたちなのか、または、民間の学習塾に通うことができないが、高校受験などの目的でより高いレベルの学力をめざす子どもたちなのかも明らかではない。前者であれば、同じような子どもたちの最低学力保障として行われている学校内の補講、後者であれば、民間の学習塾と、本事業は代替関係なのか、相乗関係なのか、といった問いにも答えることができていない。

しかし、学習支援事業の対象者についての実証的研究はまだ少ないのが現状である。先駆的な取り組みとして、さいたまユースサポートネット（2017）やキッズドア・耳塚寛明（2018）があるものの、これらは、特定の事業の利用者群にアプローチしたものであり、その事業の対象者の選定方法に大きく左右される。また、比較対象がないため、事業の対象者の特性をほかの類似調査による一般児童全体と比較することしかできない。事業利用者にとどのような特徴があるのかを明らかにするには、事業の非利用者を含めた大規模な調査データが必要であるが、新たな調査で行うのは困難である。なぜなら、一般子ども層を対象とした調査を行っても、学習支援事業の利用率が低く、分析に十分な利用者のサンプル数を得るためには膨大なサンプル数が必要だからである。

そこで、本稿では、複数の自治体の既存調査を統合した大規模な子どものデータベースを用いて、学習支援事業の利用者の特性を明らかにすることを目的とする。本稿で用いるのは、東京都立大学子ども・若者貧困研究センター（以下、センター）が構築する子どもの生活実態調査の統合データである。センターにおいては、複数の自治体と、自治体が行った子どもの生活実態調査のデータ利用に関する協定を締結しており、これらのデータをハーモナイズし、統合する事業を行っている。本稿の分析においては、東京都、千葉県、

長野県、広島県、高知県の5つの都県に跨る中学2年生のデータベースを用いる。うち、学校外の何らかの学習支援事業を利用した子どもは、1000人を超える。一般子どもを対象に行った調査データから、学習支援事業の利用者にアプローチする研究は、ほかには見られず、本稿の分析により、本事業の基礎的な知見を得ることができると考えられる。

## 2. データと変数

### 2.1 データ

本稿で用いるのは、7つの自治体（東京都、東京都世田谷区、東京都八王子市、広島県、長野県、高知県、千葉県松戸市）が小中高校生の子どもとその保護者に対して実施した生活実態調査である。これらの調査はほぼ同じ時期に、同じ年齢（小学5年生、中学2年生。一部は小学1年生、16-17

歳）に対して実施したものであり、調査票もほぼ同一であるため、統合して分析することが可能である。しかし、各調査によって調査対象者の抽出方法、調査票の配布・回収方法が異なっており、留意が必要である。表1に、各調査の詳細を記述する。

本稿で用いるのは、学習支援事業が最も一般的に対象としている年齢階層である中学2年生とその保護者のデータである。市区町村が不明なサンプルを除外した結果、分析に用いるサンプルは、22,880票となった。分析においては、自治体によって、該当人口に対する回収サンプル数の率が異なるため、市区町村別の中学2年生数（または15歳人口）から逆算したウェイト付の集計・推計を行う。また、長野、広島、高知は全県調査であるものの、東京と千葉は、対象自治体が限られているため、都県別の15歳人口の割合になるようにさらにウェイトを付している。都県別のサンプル

表1 調査の概要

調査主体、調査名（年）	対象自治体	対象者	対象者抽出	配布・回収率	有効回収数（回収率）保護者票ベース
東京都「子どもの生活実態調査」(2016)	豊島区、墨田区、日野市、調布市	小5、中2、16-17歳	住民基本台帳より該当年齢を抽出。悉皆。	郵送配布・回収	N=8,429 (42.3%)
東京都八王子市「八王子市「子どもの生活実態調査」(2017)	東京都八王子市	小5、中2	市内の公立小中学校の在籍者	郵送配布・回収	N=2,879 (31.3%)
東京都世田谷区「子どもの生活実態調査」(2018)	東京都世田谷区	小5、中2	住民基本台帳より該当年齢を抽出。悉皆。	郵送配布・回収	N=5,270 (42.9%)
松戸市(2017)「子どもの生活実態調査」	松戸市	小5、中2	市内の公立小中学校の在籍者	学校配布・回収	N=6,797 (87.1%) 中2
長野県「子どもと子育て家庭の生活実態調査」(2017)	全県	県内の小1、小5、中2、16-17歳	住民基本台帳より無作為抽出	郵送配布・回収	N=3,589 (29.9%)
広島県「子どもの生活に関する実態調査」(2017)	全県	小学5年生、中学2年生	広島市 市内在住、その他県内の学校在籍の該当学年の悉皆	広島市は郵送配布・回収、その他は学校を通じて配布・回収	N=17,517 (66.2%)
高知県(2016)「子どもの生活実態調査」	全県	小1、小5、中2、高2	県内のすべての小中高校在籍の該当学年の悉皆	学校配布・回収、郵送回収	N=14,437 (60.8%)

表2 都道府県別の分析サンプル数、15歳人口

	東京都	千葉県	長野県	広島県	高知県	計
サンプル数	6,849	3,255	810	8,578	3,388	22,880
	29.9%	14.2%	3.5%	37.5%	14.8%	100%
15歳人口	102,704	58,294	20,190	22,746	6,185	210,119
	48.9%	27.7%	9.6%	10.8%	2.9%	100%

注：子ども票、保護者票のどちらかが欠けているサンプルを含む。

数、15歳人口を表2に示す。表2にあるように、都県の15歳人口の約半数（48.9%）が東京都の子どもであるため、ウェイト付の結果、本稿の分析結果は、東京都の子どもの状況の重みが大きいことは留意されたい。

## 2. 2 学習支援事業の利用の定義

本稿が、学習支援事業の利用状況を判別するために用いるのは、保護者票<sup>1)</sup>の「次の支援制度をこれまでに利用したことがありますか」の問いの回答である。調査票では、この設問の中で、地域子育て支援センターや、ファミリー・サポート・センター、子ども食堂、フードバンクなどととも、「学校が実施する補講（学習支援）」と「学校以外が実施する学習支援」について聞いている。前者は学校内にて主に教員によって行われるものを指しており、後者は本稿の分析対象である、学校外の学習支援を指している。回答の選択肢は、「利用したことがある」「利用したことがない」であり、「利用したことがない」は、その理由によってさらに5つに分かれている。本稿では、「学校以外が実施する学習支援」について「利用したことがある」と答えた場合を、学習支援事業の利用と判断した。なお、民間の有料の学習塾については、別の設問にて聞いており、「支援制度」には入らないものの、「学校以外が実施する学習支援」を有料学習塾と間違えて記入している可能性がないとは言えず、その点については留意が必要である。

## 3. 学習支援事業の利用者の特性

### 3. 1 利用者の割合

まず、学習支援事業の利用がどれほどの広がりを見せているのかを確認する。図1は、学校外の学習支援の利用状況を、都県別に見たものである。本設問においては、同時に「利用したことがない場合は、その理由に最も近いものに○をつけてください」と聞いており、利用していない理由を選択するようになっている。図1には、利用し

ていない理由も含め集計している。ただし、「身近でサービスの提供がなかった」は、長野と高知のみに設けられている選択肢である。

図1を見ると、どの都県においても4~6%の子どもの保護者が「利用したことがある」と回答しており、5都県全体では4.8%となっている。都道府県別の差は統計的に有意でない（ $F=0.7271$ ,  $p=0.5004$ ）。利用したことがない理由については、選択肢が異なる県があるため単純比較はできないものの、おおむね、「利用したいと思っただけでなかった」が最も多くなっており、そもそものニーズがない、もしくは認知されていないことが挙げられる。ただし、回答者は保護者なので、これは保護者の意向である点は考慮すべきであろう。そのほかの理由としては、「制度等について全く知らなかった」という周知の問題、また、選択肢が提示されているところでは「身近でサービスの提供がなかった」というアクセスの問題を回答する保護者が多い。また、若干ではあるが「利用したかったが条件を満たしていない」「利用時間や制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」といった理由も挙げられていた。また、東京都調査では「抵抗感があつた」「料金が支払えないと思った」といった理由を挙げる保護者も一定存在する。

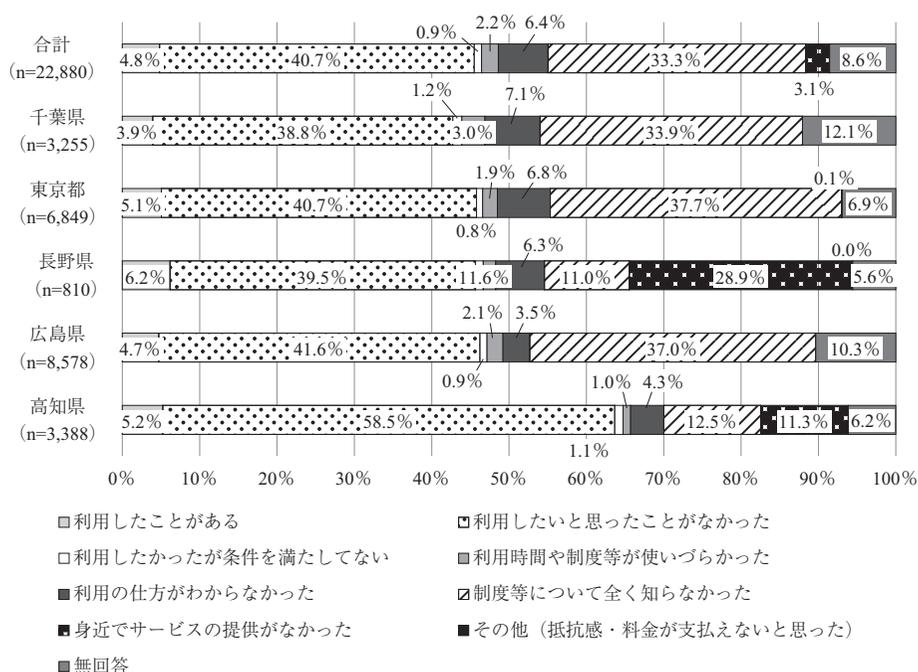
### 3. 2 利用者層の特性

次に、利用者の特徴を明らかにするために、サンプルを（ア）利用者層、（イ）利用できなかった層、（ウ）利用ニーズなし層に分け、それぞれの層の世帯の状況、子どもの状況を見る。（ア）は図1にて「利用したことがある」と答えた層、（ウ）は「利用したいと思わなかった」と答えた層、（イ）は無回答を除くそのほかの選択肢を選んだ層である。ここからは、無回答を除いた集計を行う。

まず、各層の子どもの家庭および保護者の状況を表3に示す。

ひとり親世帯の割合は、利用者層、利用できなかった層、利用ニーズなし層の順に高く、統計的

<sup>1)</sup> 通塾については、子ども票にても設問があるものの、民間の有料学習塾と無料の学習支援事業を区別していない設問であるため、保護者票による回答を用いた。



注：調査の対象自治体の調査実施年の中学2年生数（もしくは15歳人口）の回収数に対する割合によってウェイト付集計。合計集計においては、東京都、千葉県は全都（県）の15歳人口となるようさらにウェイトを付けて集計。東京都については、東京都調査（2016）（豊島区、墨田区、日野市、調布市）、世田谷区調査（2018）、八王子市調査（2017）の合算、千葉県については松戸市調査（2017）。「身近にサービスの提供がなかった」は長野県および高知県のみを選択肢。

図1 「学校以外が提供する学習支援事業」の利用状況

にも有意な差が見られる。利用者層では20.7%がひとり親世帯、利用ニーズなし層では8.8%となっている。生活保護利用経験、就学援助費受給などの制度の利用についても、同様の結果であり、利用者層の方が、制度利用経験が多くなっている。利用者層の生活保護利用経験は、5.7%であり、利用ニーズなし層の0.9%に比べて約6倍となっている。これは、学習支援事業が生活保護受給世帯の子どもたちを対象に始められたことを考えると当然であると言える。しかしながら、利用者層においても生活保護の受給経験がある世帯に属する子どもは5.6%にしか過ぎないことは特記すべきであろう。就学援助費も同様に、利用者層、利用できなかった層、利用ニーズなし層の順

に高くなっており、統計的に有意な差がある。また、利用者層においても、就学援助の受給率は21.0%であり、大部分の利用者は就学援助を受けていない。本データ全体における就学援助受給率は12.3%（表外）であり、本データの調査実施年の2016年度から2018年度にかけての全国の就学援助率の平均15.04%（2016年度）から14.72%（2018年度）（文部科学省2020）と比較すると若干少ないが<sup>2)</sup>、過少推計されているとしても、学習支援事業の利用者のすべてが就学援助費受給世帯に属しているということはないであろう。また、過少申告のバイアスに学習支援の利用状況による差がないと想定すると、就学援助制度も、利用者層の方が、利用できなかった層よりも、また、利用できな

<sup>2)</sup> これは保護者の自己申告に基づくことによる過少申告の結果と考えられる。

表3 子どもの家庭の状況：学習支援の利用状況別

	利用者層 (A) N=1,032 平均 [95% c.i.]	利用できなかった層 (B) N=9,474 平均 [95% c.i.]	利用ニーズなし層 (C) N=9,381 平均 [95% c.i.]
ひとり親世帯 (=1, ふたり親世帯=0)	0.207 [0.178-0.240]	0.156 [0.147-0.165]	0.088 [0.081-0.095]
生活保護利用経験 (あり=1, なし=0)	0.057 [0.041-0.078]	0.018 [0.015-0.022]	0.009 [0.007-0.012]
就学援助費 (受給=1, 非受給=0)	0.210 [0.179-0.245]	0.150 [0.141-0.160]	0.079 [0.072-0.086]
低所得 (世帯所得200万円未満=1, 以上=0)	0.163 [0.133-0.198]	0.117 [0.108-0.127]	0.081 [0.074-0.090]
食料困難の割合 (よくあった=1, それ以外=0)	0.017 [0.009-0.030]	0.016 [0.013-0.020]	0.005 [0.003-0.007]
料金(電気・ガス・電話・水道・家賃)の滞納 (あり=1, なし=0)	0.072 [0.052-0.097]	0.071 [0.058-0.086]	0.025 [0.018-0.036]
主観的生活感 (大変ゆとり=1・・・大変苦しい=5)	3.385 [3.321-3.450]	3.499 [3.477-3.522]	3.141 [3.119-3.163]
母親学歴 (高卒以下=1, それ以外=0)	0.299 [0.265-0.336]	0.286 [0.275-0.298]	0.214 [0.203-0.225]
父親学歴 (高卒以下=1, それ以外=0)	0.293 [0.256-0.332]	0.296 [0.284-0.308]	0.221 [0.210-0.232]
親の子への進学期待 (大学以上=1, それ以外=0)	0.728 [0.692-0.761]	0.789 [0.778-0.799]	0.841 [0.832-0.851]
親の抑うつ傾向 (K6が13以上=1, 未満=0)	0.066 [0.047-0.092]	0.069 [0.062-0.077]	0.028 [0.023-0.033]

かった層は、利用ニーズなし層に比べ、高い割合で制度利用に至っているという結果は変わらないと考えられる。

次に、低所得(社会保障費を除く世帯所得が200万円以下)の割合については、3層の段階的な差が顕著であり、利用者層と利用できなかった層の間の差も有意である。しかしながら、食料困難(家族が必要とする食料が金銭的な理由で買えなかった経験が「よくある」)、料金の滞納(過去1年間に電気・ガス・電話・水道・家賃を金銭的な理由で滞納した=1, していない=0)といった世帯の家計の逼迫を表す変数については、利用ニーズなし層とほかの2層の間には差があるものの、利用者層と利用できなかった層の間の差は小さく、統計的に有意な差は認められない。また、主観的生活感(「大変ゆとりがある(=1)」から「大変苦しい(=5)」の5段階による自己評価)については、利用できなかった層の方が利用者層よりも「苦しい」と答えている。また、親の抑うつについても、利用できなかった層と利用者層には差が見られない。

最後に、保護者の学歴(高卒以下=1, それ以外=0)と子どもへの進学期待(大学以上=1, それ以外=0)を見ると、母親の学歴と子どもへの進学期待については3層の段階的な差が認められるものの、父親の学歴については、利用者層と利用できなかった層の間の差は有意ではない。

これらの結果をまとめると、利用者層、利用できなかった層は、利用ニーズなし層に比べると経済的に逼迫しており、貧困緩和のための制度利用も多く、親の学歴も低い傾向にある。また、利用者層と利用できなかった層を比較すると、所得で見ると利用できなかった層の方が利用者層よりも低所得の割合が低いものの、料金滞納経験や食料困窮といった物質的剥奪項目には差がなく、むしろ利用できなかった層の方が主観的には生活が苦しいと感じている。これは、利用できなかった層の方が制度利用に繋がっておらず、また、子どもへの進学期待が高いなどニーズも大きいからと考えられる。

次に、子どもの状況を3層にて比較したものが表4である。性別では、利用者層、利用できなかった層

た層、利用ニーズなし層の順に、若干男子が多い。授業の理解度は、子ども票における「あなたは、学校の授業がわかりますか」の問いに対する回答であり、5段階評価の最下位である「殆どわからない」と答えた割合を示している。これを見ると、利用者層では9.1%、利用できなかった層では6.8%、利用ニーズなし層では4.3%となっており、順に低くなっている。しかしながら、利用者層においても、「殆どわからない」といった学力最下層（本データでは全体の6.2%）は1割程度であり、最下層のみを対象としているわけではないことがわかる。一方で、利用者層ほどではないものの、利用できなかった層にも学力に問題のある子どもが存在している点も注目に値する。この学力と利用状況の関連については、次節にてさらに詳しく論じる。

次に、学校への親和性を表す変数として、「学校の授業が楽しみか」「学校の先生に会うのが楽しみか」「友だちと会うのが楽しみか」という設問に対して「楽しみではない」と答えた子どもの割合を集計した。学校に適応できない子どもが、学校

外の学習支援事業に居場所を見出している可能性を見るためである。結果を見ると、「授業」については若干の差があるものの、「先生」「友だち」については統計的に有意な差が見られなかった。全体的にみると、学校への親和性といった観点からは、3層による大きな違いはない。

将来の展望については、「夢があるか」という設問に「ない」と答えた割合については、3層に差が見られないものの、「大学以上の進学」についてはすべての層の間に統計的に有意な差が検証された。最後に、心身の健康状況を見ると、利用ニーズなし層とそのほかの2層の間には差が確認できるが、利用者層と利用できなかった層の間の差は小さく、統計的にも有意ではない。

これらを合わせると、3層による最も大きな違いは授業の理解度や進学希望（大学以上）であり、すべての層の間に顕著な差が見られる。一方、学校への親和性では大きな差は見られず、利用者層の子どもが特に学校嫌いというわけではない。また、健康面においては、利用ニーズなし層は他層よりも状況がよいものの、利用者層と利用できな

表4 子どもの状況：学習支援の利用状況別

	利用者層 (A) N=1,032	利用できなかった層 (B) N=9,474	利用ニーズなし層 (C) N=9,381
	割合 [95% c.i.]	割合 [95% c.i.]	割合 [95% c.i.]
子どもの性別 (男子=1, 女子=0)	0.507 [0.467-0.546]	0.485 [0.472-0.498]	0.462 [0.448-0.475]
授業の理解度 (殆どわからない=1, それ以外=0)	0.091 [0.070-0.116]	0.068 [0.062-0.075]	0.043 [0.038-0.049]
学校の授業が楽しみではない (=1, 楽しみ=0) (1)	0.237 [0.203-0.275]	0.246 [0.235-0.258]	0.225 [0.213-0.237]
学校の先生に会うのが楽しみではない (=1, 楽しみ=0) (1)	0.324 [0.286-0.364]	0.342 [0.329-0.355]	0.321 [0.308-0.334]
友だちに会うのが楽しみではない (=1, 楽しみ=0) (1)	0.034 [0.022-0.053]	0.036 [0.032-0.042]	0.030 [0.025-0.035]
将来の夢がない (=1, ある=0)	0.447 [0.408-0.486]	0.441 [0.428-0.453]	0.428 [0.415-0.441]
進学希望が大学以上 (=1, 未満=0)	0.649 [0.606-0.690]	0.717 [0.704-0.730]	0.785 [0.773-0.797]
抑うつ傾向 (あり=1, なし=0) (2)	0.258 [0.222-0.297]	0.249 [0.237-0.262]	0.207 [0.196-0.219]
主観的健康感 (あまり)よくない=1, 普通・よい=0)	0.095 [0.075-0.121]	0.097 [0.089-0.104]	0.076 [0.069-0.083]
自己肯定感 (3) (自分は価値があると全く思わない=1, 思う=0)	0.110 [0.088-0.139]	0.098 [0.091-0.106]	0.080 [0.073-0.088]

注：(1) 長野県, 高知県, (2) 長野県 (3) 高知県のデータなし。

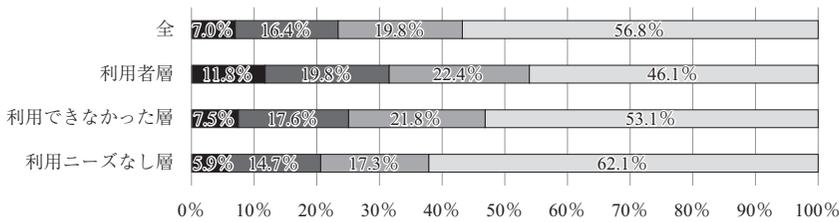
かった層には差があるとは言えない。

### 3. 3 学校内の補講，通塾と学習支援事業

学校での授業を補完するものとして，学校外の学習支援事業と並ぶ存在なのが，民間の有料学習塾（含む家庭教師）と，学校内における補習事業である。有料学習塾は費用がかかるため，家庭の経済状況に影響され，また通塾する理由も，学力の遅れを挽回するためというよりも，高校受験のためのより高いレベルの学習を目指すものと考えられる。逆に，学校内における補習は，学校教育の一環として，特に学力の遅れが見られる子どもに対して行われている「最低学力保障」の取組と位置づけられる。本稿が着目する貧困世帯向けの学習支援事業は，その両者の役割を担うことが可能である。一方においては，学校の授業についていけず最低限の学力さえも身につけていない子どもたちのための学習機会の創出といった，学校内の補講に近い役割がある。その場合，学習支援事業は，学校内の補講と補完関係にあり，補講に通うことができている（そして，補講が有効であ

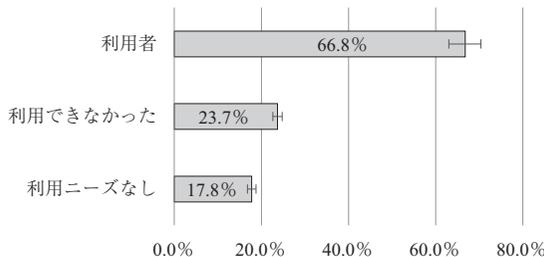
れば），学習支援事業のニーズは低くなると考えられる。しかし，学習支援事業は，逆に，学校における学力には問題がなく，高校受験・大学受験などに備えてより高いレベルの学習をしたいものの学習塾に通うことができない子どもたちに向けての学習支援という役割も担うことができる。その場合は，学習支援事業は民間の有料学習塾の代替となっているはずである。

そこで，学校外の学習支援事業の利用と，学校内の補講の参加，そして，学習塾の通塾の状況をクロス集計した（図2～図4）。図2は，子どもによる学校内の補講の参加状況の回答，図3は，保護者による回答である。両者ともに同様の傾向なので，図2を見ると，全体では，7.0%の子どもが学校の補講に「いつも参加している」と答えており，「時々参加している」が16.4%，「たまに参加している」が19.8%，「参加したことはない」が56.8%である。これを，利用者層に限ると，「いつも参加している」「時々参加している」「たまに参加している」が増え，合わせると半数以上の利用者層は学校における補講に参加している。補講の参加



注：東京都調布市，広島県，長野県データなし。F=10.13 p=0 \*\*\*。

図2 学校による補講の参加状況（子ども票）：学習支援事業の利用状況別



注：F=255.64 p=0 \*\*\*。

図3 学校内の補講（保護者票）：「利用したことがある」の割合 学習支援事業の利用状況別

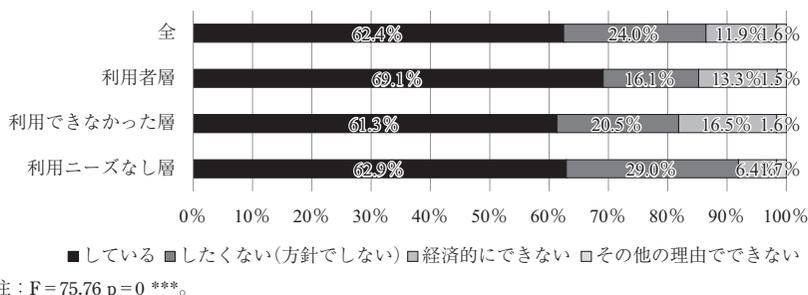


図4 子どもを塾に通わせているか（保護者票）：学習支援事業の利用状況別（\*\*\*）

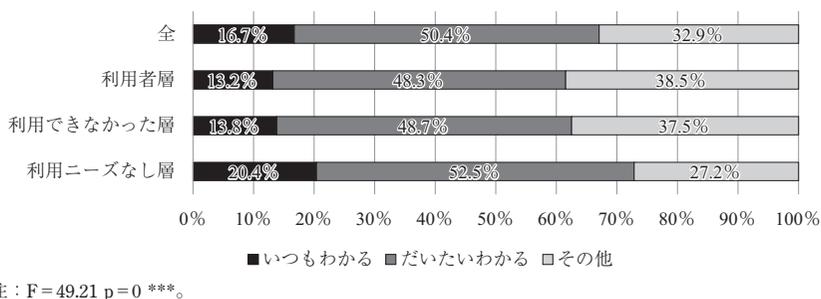


図5 学校の授業がわかるか（子ども票）：「いつもわかる」「だいたいわかる」の割合

は、利用者層、利用できなかった層、利用ニーズなし層の順に多くなっており、学校外の補習事業は、学校内の補講を代替しているとは言えない。むしろ、表4で見たように、利用者層、利用できなかった層、利用ニーズなし層の順に、学力に問題があり、学力に問題のある子どもが学校内の補講にも、学校外の学習支援事業にも参加する確率が高いと考えるのが自然であろう。

次に、塾（家庭教師含む）については、保護者票に「お宅ではお子さんに次のことをしていますか」という設問にて「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」について訊いており、その回答を学習支援事業の利用状況別に見た（図4）。これを見ると、最も多く「している」と答えているのは利用者層である。この回答に学習支援事業が含まれる可能性が否めないものの、興味深い結果である。「経済的にできない」と答えたのが最も多いのは、利用できなかった層であり、この層においては子ども本人や親の進学期待がそこそこあるものの、学校外の教育資源にアクセスで

きていない確率が最も高いと言えよう。

最後に、学力の状況を見てみよう。表4にて、「あなたは授業がわかりますか」という設問に対して、「殆どわからない」と答えた子どもの割合を示した。図5は、同設問で「いつもわかる」「だいたいわかる」と答えた子どもの割合である。なお、その間の選択肢については、自治体ごとに設問文が異なるため比較対象としない。これを見ると、利用者層と利用できなかった層は、利用ニーズなし層に比べると「いつもわかる」「だいたいわかる」の割合が小さいものの、両者はほぼ同等の割合であることがわかる。また、利用者層の6割以上は学校の授業が「いつも」ないし「だいたい」わかる状況であることも、特記すべきであろう。

#### 4. 学習支援利用のLogistic分析

##### 4. 1モデルと仮説

3節での分析はクロス表分析であり、利用者層、利用できなかった層、利用ニーズなし層の間に存

在するほかの要因が統制されていない。そこで、ここでは、「どのような子どもが学習支援事業を利用しているのか」という問いにより詳しく答えるために、学習支援事業の利用を被説明変数とする段階的Logistic分析を行う。3節の分析および学習支援事業の成り立ちから、説明変数には、世帯の貧困状況、世帯の制度利用、子どもの学力、親の状況、補講や塾の通塾状況を用いる。第一に、世帯の貧困状況を説明変数とするのは、学習支援事業が「子どもの貧困対策」として打ち出されていることから、貧困世帯の子どもをターゲットしていると考えられるからである。ターゲットが機能しているのであれば、貧困であることは学習支援の利用の確率を高めていると考えられる。第二に、生活保護制度と就学援助費の制度利用を表す変数を投入する。学習支援事業が、当初は生活保護世帯に属する子どもを対象として拡充されてきたこと、また、就学援助費の受給世帯は行政からも把握しやすく、学習支援事業の対象者として想定されていることが多いからである。第三に、子どもの学力と学校タイプを投入する。子どもの学力については、学校の授業が「殆どわからない」と答えた子どもを1とするダミー変数を用いる。これは、これら事業が想定している対象者層が、貧困世帯の子どもたちの中でもより高い学力を目指す「クリーム」層ではなく、最低限の学力が身につけていない子どもであると考えられるためである。同じ理由で、私立中学校・国立中学校に通学する子どもは、これら事業の対象者として想定されていないと推測される。第四に、保護者の状況を考慮する。子どもが学習支援事業を利用するかどうかの決定については、保護者の同意が必要であり、保護者自身がそれを少なくとも承認する必要がある。また、子どもが利用に消極

的なのであれば、保護者からの働きかけも利用を決定する重要な要素であろう。そこで、保護者が高学歴（大卒以上）であったり、子どもに対する進学期待が高い場合は、利用が促進されると考えられる。また、ひとり親世帯であると、学習支援への子どもの送り迎えが出来ないなどの理由により、学習支援の利用に何らかの影響を及ぼす可能性がある。最後に、学校内における補講と民間の通塾の変数を投入する。学習支援事業の目的が「最低学力保障」なのであれば、学校内の補講と学校外の学習支援はまさに代替の関係にあると考えられる。しかしながら、前節の分析では、むしろ、補講に通っている子どもの方が、学習支援事業も参加している（図2および図3）。また、学習支援事業の利用者は塾の利用も多い（図4）。そこで、この関係がほかの変数をコントロールしても見られるのか確認する。

説明変数は、互いに関連しているものもあるため、段階的に投入し、推計値の変化に着目して分析する。

被説明変数は、学習支援事業の利用を1とするダミー変数である。Model 1では、世帯の貧困状況を表す変数として、低所得、料金（電気・ガス・電話・水道・家賃）の滞納、食料困窮、主観的生活感（「大変苦しい」=1、それ以外=0）を投入する。Model 2では、それに加え、制度利用を示す生活保護受給経験、就学援助費受給、Model 3では、子どもの状況<sup>3)</sup>として授業の理解度（「殆どわからない」=1、それ以外=0）と公立学校ダミー<sup>4)</sup>、Model 4では、親の状況を表す変数<sup>5)</sup>として、ひとり親世帯ダミー、母親学歴、親の子どもへの進学期待（大卒以上=1、それ以外=0）、Model 5では補講参加ダミー（参加=1、不参加=0）、通塾ダミー（通塾=1、通っていない=0）を加える。変

<sup>3)</sup> 子どもが学校に不適応な場合、学校外の学習支援事業に参加する確率が高くなることを仮定して、「先生に会うことが楽しみではない」「授業が楽しみではない」「友だちと会うのが楽しみではない」の三つの変数を投入したモデルの推計も行ったが、サンプル数が減り、決定係数も小さくなることからモデルには含めないこととした。

<sup>4)</sup> 長野県については、学校タイプの変数がないため、欠損値としている。松戸市と八王子市は対象が公立校のみであるので、すべて公立とした。

<sup>5)</sup> 父親の学歴（高卒以下の場合に1、それ以外が0）、母親の抑うつ傾向ダミー（K6 $\geq$ 13の場合に1、それ以外は0）を投入したモデルの推計も行ったが、サンプル数が減り、決定係数も小さくなることからモデルには含めないこととした。

数の定義は、表3と表4に記載してある通りである。すべてのモデルに、統制変数として、子どもの性別と市町村ダミーを加える（結果表には市町村ダミーの推計値は省略する）。また、主要変数が欠損しているため、高知県と長野県のデータはすべてのモデルに含めていない。

推計結果のオッズ比とその95%信頼区間を表5に示す。まず、Model 1の経済状況のみを投入したモデルの結果を見ると、低所得と主観的生活感が有意な値となっており、低所得の場合、そうでない場合に比べ1.66倍、主観的生活感が「大変苦しい」となると、そうでない場合に比べ0.65倍の確率で学習支援事業に子どもが参加している。料

金滞納、食料困窮については、オッズ比の推計値が統計的に有意ではなかった。主観的生活感については、「大変苦しい」と答えた層の方が、そうでない層に比べ学習支援事業に参加していると仮定したが、結果はその逆となっている。しかし、モデルの決定係数R<sup>2</sup>は低く、本モデルではほとんど学習支援事業の利用を説明できていない。

Model 2を見ると、低所得の推計値は有意でなくなり、生活保護受給、就学援助費受給の推計値が有意に推計されている。生活保護の場合は、オッズ比が5.00、就学援助の場合は1.80となっており、制度利用、特に生活保護の利用と学習支援事業の利用は強い結びつきがあると考えられる。

表5 学習支援利用のLogistic分析結果：オッズ比

	Model 1 O.R. [95% c.i.]	Model 2 O.R. [95% c.i.]	Model 3 O.R. [95% c.i.]	Model 4 O.R. [95% c.i.]	Model 5 O.R. [95% c.i.]
世帯所得（低所得=1）	1.66 *** [1.26-2.18]	1.24 [0.89-1.71]	1.23 [0.89-1.71]	1.09 [0.76-1.58]	1.19 [0.80-1.76]
料金滞納（あり=1）	1.50 [0.96-2.37]	0.95 [0.53-1.71]	0.80 [0.44-1.46]	0.74 [0.40-1.37]	0.73 [0.37-1.41]
食料困窮（あり=1）	1.06 [0.41-2.76]	1.05 [0.36-3.05]	1.04 [0.36-3.02]	1.09 [0.37-3.21]	1.35 [0.44-4.13]
主観的生活感（「大変苦しい」=1）	0.65 ** [0.43-0.97]	0.55 ** [0.35-0.87]	0.51 ** [0.32-0.81]	0.51 *** [0.32-0.82]	0.52 ** [0.32-0.85]
生保受給経験（あり=1）		5.00 *** [3.05-8.20]	4.77 *** [2.89-7.88]	4.17 *** [2.49-6.98]	4.95 *** [2.80-8.73]
就学援助（受給=1）		1.80** [1.32-2.45]	1.63 *** [1.20-2.23]	1.36 [0.95-1.94]	1.40 [0.96-2.04]
授業理解度（「殆どわからない」=1）			2.51 *** [1.68-3.74]	2.32 *** [1.54-3.49]	1.99 *** [1.27-3.11]
学校タイプ（公立=1）			1.47 ** [1.08-2.00]	1.44 ** [1.05-1.94]	1.25 [0.90-1.75]
世帯タイプ（ひとり親=1）				1.56 ** [1.09-2.24]	1.80 *** [1.24-2.64]
母親学歴（高卒以下=1）				1.05 [0.80-1.37]	1.04 [0.79-1.37]
保護者の進学期待（大学以上=1）				0.77 [0.57-1.03]	0.84 [0.61-1.15]
学校内の補講（※1）（利用=1）					8.06 *** [6.31-10.28]
通塾（※2）（している=1）					1.72 *** [1.34-2.22]
N	12,694	11,103	10,957	10,627	10,267
L.L.	-24784.1	-19305.9	-18739.7	-18363.0	-15608.4
疑似 R2	0.0142	0.0323	0.0432	0.0471	0.1619

注：Model 1から5には、統制変数として、子どもの性別ダミー、市町村ダミーが投入されている。結果は省略する。\*\*\*1%水準、\*\*5%水準で有意。

※1 保護者が「学校が実施する補講を利用したことがあるか」に「利用したことがある」と回答した場合に1。

※2 保護者が「お宅ではお子さんに次のことをしていますか」という設問にて「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」に「通わせている」と回答した場合に1。

すなわち、Model 1で見られた低所得との関連は、これら制度利用を介したものであり、低所得であることが独自に、学習支援事業の利用に結びついているわけではないことが示唆される。

Model 3では、さらに子どもの授業の理解度と公立学校の二つのダミー変数を投入しており、両者ともに、学習支援事業の利用と関連が見られる。授業理解度が「殆どわからない」の場合は、そうでない場合に比べ2.51倍、学校が公立学校である場合は、私立・国立の場合に比べ、1.47倍の確率で、学習支援事業を利用している。生活保護受給経験のオッズ比は、Model 2に比べて大きく変化はしていないが、就学援助費の推計値は統計的に有意でなくなっている。Model 4では、世帯タイプのみが有意になっており、ひとり親世帯であると、学習支援利用の確率が1.56倍となる。

最期に、Model 5では、学校内の補講のオッズ比が8.06と大きく推計されており、通塾についても、オッズ比が1.72で有意である。これらは、ほかの変数を統制しても、統計的に有意であり、Model 5の決定係数がModel 4に比べて大きく上昇している。ここから、学習支援事業の利用は、学校内の補講の参加によって説明される部分が大きいことが示唆される。

## 5. 考察

本稿の分析結果を受けて、学習支援事業に関する考察を述べる。まず、本稿で明かになった知見の一つが、学習支援事業の貧困世帯に対するターゲティングに関するものである。分析によると、利用者層はほかの層に比べると、低所得である割合が多いものの、生活困窮といった点においては、子どもの約半数を占める「利用できなかった層」に比べて、突出して多いというわけではない。むしろ、利用できなかった層は制度利用に繋がっていないため、主観的生活感などにて「苦しい」と答える割合が多い。また、利用者層においても、すべての子どもが生活困難を抱えているのではなく、むしろ、生活困難を抱えている層は少数派である。このことは、課題にても述べるよう

に、本稿で用いた「学習支援事業」の定義が保護者の判断によるものであり厳密でなかったという限界が否めないものの、もう一つの解釈として、想定される「生活困難層」よりも多様な子どもたちが、さまざまな「学校外の学習支援事業」を利用していると考えられる。すなわち、「貧困世帯の学習支援事業」といったフレーズによって想定される極貧層（典型的には、ひとり親世帯の生活保護受給層）によって、学習支援事業をステレオタイプ化するべきではないことが示唆される。

このことは、利用者の学力を見ても言える。本稿の学力の変数は、子ども本人による「授業の理解度」であり、正確な学力判定によるものではないが、それでも結果は興味深い。確かに、「殆どわからない」という回答の子どもは、利用者層にて、非利用者層よりも多いものの、そのような状況の子どもは少数派であり、6割以上は学校の授業が「いつも」ないし「だいたい」わかると答えている。すなわち、本稿でとらえた「学習支援事業の利用者」は、低学力層ばかりでなく、平均的もしくは高学力の子どもも含まれている。これを考慮すると、学習支援事業には、学校の授業についていけない子どもたちへの最低学力保障のみならず、より幅広い学力のニーズに応える必要があるであろう。

また、本稿の分析から、学習支援事業に繋がっていない膨大な「利用できなかった層」が存在することが明らかになった。この層は、利用者層と生活困難では大きく変わらないが、制度に繋がっておらず、授業が「殆どわからない」割合は利用者層よりも低いものの、学校内の補講参加率も、通塾度も利用者層よりも低い。ここから、この層には、潜在的な学習支援のニーズが高いと考えられる。一方で、学習支援利用のLogistic分析からは、学習支援に繋がる最も大きな要因は学校内の補講の参加と生活保護受給経験であり、すなわち、「すでに何らかの支援に繋がっている」ことであることがわかっている。Model 5にては、世帯の生活困難を表す変数は有意でなく、主観的生活感については、むしろ「大変苦しい」と答える層が学習支援利用のオッズ比が低いという結果に

なっていることは懸念されるべきであろう。「繋がっていない」世帯の子どもたちに、いかに、学習支援事業を拡大していくのかが、今後の本事業の最大の課題であると考えられる。

## 6. 本研究の課題

本研究は、学習支援事業の利用について基礎的な知見を提供するものであるが、大きな課題も内包する。まず、第一に、本稿で用いた「学習支援事業の利用」を、保護者が「学校外の学習支援事業を利用していますか」という問いに「利用している」と答えた場合と定義しているが、ここで保護者がどのような事業を「学校外の学習支援事業」と想定したのかが不明である。設問の並びからは、有料の学習塾を想定する保護者は少ないと考えられるものの、その可能性を否定はできない。本稿でたてた問いをより詳細に検討するには、どのようなタイプの学習支援事業なのか、そこでは何を行っているのか等の情報を含めたデータが必要であろう。

もう一つの課題が、本稿の分析においては、学習支援事業の利用を規定する要因の一部しか解明できていないことである。生活困難世帯の子どもたちが、より幅広く、学習支援事業に参加できるようにするためには、参加の規定要因をより網羅的に探索する必要がある。そのためには、各自治体における学習支援事業のリソースを、その内容、質、アクセス度などを含めてデータを整備する必要があろう。

本研究は、JST, RISTEX, JPMJRX18B2およびJSPS KAKENHI Grant Number JP17H02606の研究費助成を受けて行われている。なお、開示すべきCOI状態はない。

### 謝辞：

調査データの学術的目的のために二次利用を認めてくださった東京都、世田谷区、八王子市、松戸市、広島県、長野県、高知県には深く感謝を申し上げます。また、本稿は、東京都立大学子ど

も・若者貧困研究センターの川口遼氏、梶原豪人氏の、データ統合のための膨大な労力なしには執筆不可能でありました。ここに記して感謝いたします。

本稿は、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターのWorking Paperとして執筆されたものを大幅に改定したものである。

### 【参考文献】

- キッズドア・耳塚寛明 (2018) 「子どもの貧困解決に向けて教育格差の要因分析と貧困の連鎖を断ち切る学習支援方法の研究開発に係わる調査支援報告書」キッズドア。
- 厚生労働省社会・援護局 (2019) 「平成30年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果」<https://www.mhlw.go.jp/content/000363182.pdf> アクセス日2020/09/26。
- 高知県 (2017) 『「高知県子供の生活実態調査」結果の概要について』。
- さいたまユースサポート (2017) 『子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業報告書』, p.75-89。
- 首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター (2017) 『東京都子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】』。
- (2018a) 『松戸市「子育て世帯生活実態調査」報告書』。
- (2018b) 『八王子市 子どもの生活実態に関する分析』。
- 世田谷区 (2019) 『世田谷区平成30年度子どもの生活実態調査報告書【子ども・保護者アンケート調査】』。
- 内閣府 (2019a) 「子供の貧困対策に関する大綱のポイント」[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou\\_gaiyou.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou_gaiyou.pdf) アクセス日2020/09/26。
- (2019b) 「今後の子供の貧困対策の在り方について」<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisya/pdf/teigen.pdf> アクセス日2020/8/22。
- 長野県県民文化部 (2018) 『長野県 子どもと子育てで家庭の生活実態調査結果報告書』。
- 広島県 (2018) 『広島県子供の生活に関する実態調査結果』。
- 文部科学省 (2020) 「就学援助実施状況等調査結果」[https://www.mext.go.jp/content/20200327-mxt\\_shuugaku-100001991\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200327-mxt_shuugaku-100001991_2.pdf) アクセス日2020/09/23。

(あべ・あや)  
(まつむら・さとし)

## **Who Uses Free Study Support: Analysis of Junior High Students in Five Prefectures in Japan**

ABE Aya<sup>\*1</sup> and MATSUMURA Satoshi<sup>\*2</sup>

### Abstract

Free study support is gaining attention as an effective program for poor children in Japan. This study analyzed characteristics of those attending these programs, using surveys of 14 year olds conducted by prefectures and municipalities. The analysis showed those attending the programs are more likely to be low-income and low academic achievement, yet the economic hardship is not necessarily above those who did not attend. The strongest association with the attending the programs was found to be with welfare (seikatsu hogo) use and after-class tutoring within school. On the other hand, there is a large fraction of children who would have attended the programs, but did not. These children are less likely to attend in-school tutoring, less likely to attend private for-profit tutoring (juku), and less likely to be on welfare than the attendees.

Keywords : Study Support, Child Poverty, Attendance

---

<sup>\*1</sup> Professor, Tokyo Metropolitan University

<sup>\*2</sup> Doctoral Fellow, Tokyo Metropolitan University